令和9・10年度

根室市建設工事等競争入札参加資格審査申請の手引

根室市役所　建設水道部　都市整備課　都市管理担当
〒０８７－８７１１　北海道根室市常盤町２丁目２７番地
電話０１５３－２３－６１１１（内線3232・3233）

１　受付について

受付期間	北海道市町村入札参加資格共同審査システム（電子申請） 令和８年１２月１０日（木）～令和９年１月２９日（金）
	書面による申請 令和８年１２月１０日（木）～令和９年２月１５日（月） ※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
受付時間	電子申請～２４時間受付（令和９年１月２９日は１７：３０まで） 書面による申請～市役所開庁時間内
書面受付場所	根室市役所　２階　都市整備課都市管理担当
提出方法	電子申請：北海道市町村入札参加資格共同審査システムでの申請 書面申請：郵送（消印有効）または持参
申請様式	電子申請：北海道市町村入札参加資格共同審査申請の手引きのとおり 書面申請：入札参加資格審査申請書様式（北海道公契連モデル）を参考としてください。
その他	書面申請の場合、申請区分（建設工事及び設計測量等）毎に様式が異なりますので、複数区分の申請をされる方は、区分毎に申請書等を提出してください。 付票控を返送する場合は、必ず返信用封筒（切手貼付のもの）を同封してください。

※今回の申請より、北海道入札参加資格共同審査ポータルサイトによる電子申請が可能となりました。電子申請における手引き及び必要書類につきましては、(URL)を参照願います。（インターネット環境が必要となります。）[https://www.hoctec.info/kyoshin/info_01.html]

２　資格の有効期間

令和９年４月１日～令和１１年３月３１日

３　審査結果について

令和９年３月下旬に審査結果をお知らせします。

４　資格要件

（１）共通的要件　　次のいずれにも該当するものであること。

①地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

②政令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

③本市の市税に滞納がないこと。

④国税に滞納がないこと。

⑤暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律７７号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないこと。

⑥銀行取引停止を受けている者でないこと。

（２）建設工事の資格要件

① 審査基準日において、工事区分の建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けており、かつ、原則として当該許可を受けて２年以上、当該建設業を営んでいること。ただし、市内の建設工事業者（本店のみ）については、根室市中小企業振興基本条例（平成27年12月18日条例第35号）を踏まえて、許可を受けてから１年以上とする。
※令和２年４月１日以降の国土交通大臣許可に係る許可証明書の取扱いとする。

② ①に規定する建設業に係る建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果通知を受けており、かつその結果、総合評定値通知（総合評点「Ｐ点」が記載されているもの）を有していること。

③ 原則として経営事項審査の申請をした日の直前２年度の各営業年度のいずれかの決算において、①に係る完成工事高を有していること。なお、直前２年度の営業月数が24ヶ月分に満たない場合は、直前３期分のいずれかの決算において完成工事高を有していること。
ただし、市内の建設工事業者（本店のみ）については、①ただし書きから、完成工事高を直前１期分以上とする。

（工事区分）

①土木一式工事、②建築一式工事、③大工工事、④左官工事、⑤とび、⑥石工事、⑦屋根工事、
⑧電気工事、⑨管工事、⑩タイル・レンガ・ブロック工事、⑪鋼構造物工事、⑫鉄筋工事、
⑬舗装工事、⑭しゅんせつ工事、⑮板金工事、⑯ガラス工事、⑰塗装工事、⑱防水工事、
⑲内装仕上工事、⑳機械器具設備工事、㉑熱絶縁工事、㉒電気通信工事、㉓造園工事、
㉔さく井工事、㉕建具工事、㉖水道施設工事、㉗消防施設工事、㉘清掃施設工事、㉙解体工事
※ 本店以外の支店等で登録を希望する場合には、当該支店等が資格の許可を受けていること。

（３）設計等の資格要件

①審査基準日において、希望する業種区分を１年以上営んでいること。

②直前１年間において、①に規定する業種に関して事業高があること。

（業種区分）

①測量、②土木関係コンサルタント、③建築関係コンサルタント、④補償関係コンサルタント、
⑤地質調査、⑥その他関係
※ 本店以外の支店等で登録を希望する場合には、当該支店等が資格の登録を受けていること。

５　資格の消滅

競争入札参加資格者が、下記の各号の一に該当したときは、当該資格は消滅するものとします。

（１）政令第167 条の４第１項に規定する者になったとき。

（２）政令第167 条の４第２項の規定に基づき、競争入札への参加を排除されたとき。

（３）営業に関し、法令の規定による許可・免許・登録等を要する場合において、当該許可・免許・登録等を取り消されたとき。

（４）その他資格要件の一を欠くに至ったとき。

６　資格審査申請内容の変更及び追加申請について

（１）資格の有効期間（令和９・１０年度）内に、申請の内容を変更した場合には、競争入札参加資格審査申請書変更届にその変更を証する書類（登記事項証明書【コピー可】、委任状等）を添付して速やかに提出してください。

（２）建設業許可などの更新等による場合もその更新等を証する書類を提出してください。
特に経営事項審査においては、有効期間（経審基準日から１年７ヶ月間）に空白が生じますと入札に参加できない場合がありますので、注意してください。

（３）既に競争入札参加資格を有している者が、業種の追加を希望する場合には、登録内容の変更となります。

（４）営業所等で許可を有していることが資格要件となる業種において、本店で競争入札参加資格を有している者が受任事務所として営業所等を開設する場合は、登録内容の変更となります。

７　問合せ先

根室市役所　建設水道部　都市整備課　都市管理担当
〒０８７－８７１１　北海道根室市常盤町２丁目２７番地
電話０１５３－２３－６１１１（内線３２３２・３２３３）

令和9・10年度根室市建設工事等競争入札参加資格申請提出書類一覧（定期受付用）

No.	提出書類名称		申請区分 建設工事 法人	建設工事 個人	委託 法人	委託 個人	原本及び写し	説明
①	様式１	建設工事等競争入札参加資格審査申請書	●	●	●	●	原本	
②	様式２	総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）	●	●			写し	建設工事申請者のみ添付 ※P点が記載されているもの
③	様式３	工事（事業）経歴書	●	●	●	●	任意	●建設工事：経営事項審査申請の際に添付した経歴書（直前２年度決算分） ●設計等・業務委託：直前１年度決算分の事業経歴
④	様式３の２	工事経歴書集計表	●	●			任意	建設工事申請者のみ添付
⑤	様式４	技術者名簿	●	●	●	●	任意	
⑥	様式５	身分証明書		●		●	写し可	個人事業者のみ添付
⑦	様式６	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	●		●		写し可	法人のみ添付
⑧	様式７	許可・登録証明書	●	●	●	●	写し	・建設業の許可通知書及び許可申請書（営業所一覧表） ・測量業者、建築士事務所登録通知書 ・その他申請する業種に対応する許可等を証する書類 （※許可等の必要がない職種については、提出する必要はありません。）
⑨	様式８	建設業退職金共済組合等の加入・履歴証明書	●	●			写し	
⑩	様式９	建設工事入札参加資格審査申請書付票	●	●			原本	建設工事申請者のみ添付
⑪	様式１０	設計等入札参加資格申請書付票			●	●	原本	設計等委託申請者のみ添付
⑫	納税証明	全業者 納税証明その３の３						
		全業者 1. 法人税又は所得税	●	●	●	●	写し可	国税：消費税及び地方消費税の納税証明書様式（法人は様式その３の３、個人は様式その３の２でも可）**審査基準日の３か月前以降に発行されたもの**
		全業者 2. 消費税及び地方消費税						
		市内業者 1. 根室市の発行する納税（完納）証明書	●	●	●	●	写し可	根室市が発行する納税証明書（課税されている全税目に滞納が無いことが確認できる証明書）**審査基準日の３か月前以降に発行されたもの**
		市内業者 2. 法人については代表者個人の証明書も必要	●		●			
⑬	委任状	（委任がある場合のみ）	●		●		原本	本店以外の支店又は営業所等で根室市に登録を希望される場合は、本店から支店又は営業所等への委任状が必要となります。（※希望される方のみ）
⑭	誓約書	根室市暴力団等排除措置要綱に基づく誓約書	●	●	●	●	原本	

※1 申請様式は、入札参加資格審査申請書様式（北海道公契連モデル）を参考にして下さい。

※2法人税、消費税、所得税等の国税に係る納税証明書は、国税庁e-Taxからオンラインで請求できます。詳細は国税庁ホームページをご確認ください。
▶［国税庁HP 電子納税証明書リーフレット］
電子納税証明書リーフレット
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/pdf/0022008-056_01.pdf
▶e-Tax「納税証明書の交付請求について」
https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm